

令和5年第1回遠軽地区広域組合議会（定例会）会議録

1 期 日 令和5年3月3日（金曜日） 10時00分開会
2 場 所 遠軽町議会議場

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明
日程第 4 同意第1号 オホーツク町村公平委員会委員の選任について
日程第 5 議案第1号 遠軽地区広域組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第 6 議案第2号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 7 議案第3号 遠軽地区広域組合消防団条例の一部改正について
日程第 8 議案第4号 令和4年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）
日程第 9 議案第5号 令和5年度遠軽地区広域組合一般会計予算
日程第10 発議第1号 遠軽地区広域組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

出席議員（12名）

1番	渡辺清夏君	2番	小形秀和君
3番	渡部正騎君	4番	山本悟君
5番	高田映二君	6番	高橋紀久君
7番	秋元直樹君	8番	山本栄子君
9番	黒坂貴行君	10番	村田一志君
11番	佐藤昭男君	12番	杉本信一君

列席者

管 理 者 佐々木 修一君 代表監査委員 村瀬 光明君

出席説明員

副 管 理 者	武 田 温 友 君	副 管 理 者	刈 田 智 之 君
副 管 理 者	舟 木 淳 次 君	会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君
事 務 局 長	門 脇 和 仁 君	次 長	兼 田 信 広 君
消 防 長	門 脇 和 仁 君		
消 防 署 長	会 田 政 敏 君	総 務 課 長	宗 村 政 彦 君
消 防 課 長	菊 地 貴 博 君	予 防 課 長	林 史 久 君
衛 生 施 設 課 長	田 宮 克 彦 君	出 納 課 長	遠 藤 新 一 君
総 務 課 主 幹	兼 田 篤 君		

事務局出席者

事 務 局	中 村 正 憲 君	事 務 局	安 念 亮 太 君
事 務 局	西 川 広 大 君		

10時00分 開会

○議長（杉本信一君）

本日をもって招集されました、令和5年第1回遠軽地区広域組合議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ち、事務局をして諸般の報告をします。

○事務局（中村正憲君）

御報告いたします。

本日の出席議員は、12名であります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局からの出席者につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日の議事日程は9までとなっております。

以上で、報告を終わります。

○議長（杉本信一君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には会議規則第84条の規定により、2番小形議員、3番渡部議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定しました。

日程第3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明を求めます。

佐々木管理者。

○管理者(佐々木修一君)

令和5年第1回遠軽地区広域組合議会定例会の開会にあたり、議員の皆様には、大変お忙しい中、御参集いただき厚くお礼を申し上げます。

初めに、昨年12月8日に開催されました定例会以降における行政について御報告いたします。

事務局・消防本部、消防署の新庁舎建設事業につきましては、一体的な庁舎整備を進める遠軽町において新庁舎建設基本・実施設計業務委託の公募型プロポーザルを実施し、参加を表明した4事業者の中から選定した共同企業体と契約を締結し、基本設計・実施設計業務に着手したところであります。

次に、衛生関係では、遠軽町向遠軽に建設中のマテリアルリサイクル推進施設建設事業につきましては、本体工事が順調に進捗しているところであります。

湧別町福島に建設予定の一般廃棄物最終処分場建設事業につきましては、令和4年度末完成に向けて実施設計業務を進めています。

また、日常の施設運転に関しましては、機器類に大きな故障もなく安定稼働しており円滑な処理が行われている状況であります。

今後も構成3町との連携を密にしながら、引き続きごみの減量化に努めるとともに、適正な施設の維持管理を行ってまいります。

次に、令和4年中の各事業の処理実績につきまして御報告をいたします。

可燃ごみの総搬入量は、8,450トンであり前年に比べ205トン、2.4%の減少でありました。

し尿及び浄化槽汚泥の総収集量は、8,473キロリットルであり前年に比べ619キロリットル、率にして7.3%の減少でありました。

資源リサイクル事業の総処理量は、685トンであり前年に比べ3トン、率にして0.5%の微増でありました。

このうち空き缶の売り払い収入は1,403万6千円ありました。アルミ缶の買い取り価格が、ロシアのウクライナ侵攻や中国の減産などを背景として2倍近く高騰していることから令和3年と比較して、499万6千円、率にして55.2%と大幅に増額となりました。

次に、令和4年中の消防関係の出動概況につきまして御報告いたします。

火災件数は14件で、前年より9件減少しております。

構成町別には、遠軽町で9件、湧別町で2件、佐呂間町で3件の火災が発生しています。

火災種別は、建物火災が6件、車両火災が4件、その他火災が4件となっており、損害状況は、

焼損棟数10棟、焼損面積300平方メートル、車両の焼損台数5台で、損害額は4,264万6千円であり前年に比べ、6,275万円の減少でありました。

損害額が大幅に減少した要因といたしましては、被害の大きい全焼火災が減少したことによるものと考えております。

り災世帯は、前年より1世帯多い7世帯で、り災人員は前年より1名増えた13名でありました。

このうち死傷者は5名で、残念ながら2名の尊い命が失われております。

続いて救急件数は前年比200件増の1,837件、搬送人員は193人増の1,726人で、いずれも統計の残る1973年以降、最多となりました。

事故種別で最も多かったのは急病で、全体の約6割を占める1,152件、次いで転院搬送が270件、一般負傷が261件、交通事故が80件となっています。

救急件数が増加した要因としては、全国的に見られる高齢化によるものと考えております。

今後も増加傾向が予想されることから、緊急時以外の救急車の要請を控えるなど、救急車の適正利用を住民の皆様へお願いしてまいりますとともに、あわせて救急体制の更なる充実強化を図ってまいります。

次に、救助件数は19件、救助人員は18名となりました。前年と比較すると件数は2件減少し、救助人員は8名増加しております。

事故種別で最も多かったのが交通事故の16件であり、救助件数の大半を占めています。

交通網の整備に伴い主要道路が高速化されるなど、交通事故は複雑多様化していることから、救助体制につきましても充実強化を図ってまいります。

次に、令和5年度に計画しております主要事業について申し上げます。

令和5年度の計画で最も大きな事業規模となりましたのは、衛生関係のマテリアルリサイクル推進施設建設事業であります。3カ年事業の最終年度であり完成に向けて本体工事を進めてまいります。

また、一般廃棄物最終処分場建設事業を3カ年事業として開始し工事に着手します。

事務局・消防本部、消防署の新庁舎建設事業につきましては、年度末の完成に向けて実施設計を進めてまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

同意第1号「オホーツク町村公平委員会委員の選任について」は、現委員であります高畑秀美氏が令和5年3月31日をもって任期満了となるため、後任の委員の選任について議会の同意を求めるものです。

議案第1号「遠軽地区広域組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定により遠軽地区広域組合が行う事務について必要な事項を定めるため本条例を定めるものであります。

議案第2号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢を引き上げるほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

議案第3号「遠軽地区広域組合消防団条例の一部改正について」は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき非常勤消防団員の報酬等の基準が示されたことを受け、出動に係る費用弁償を出動報酬に変更するとともに年額報酬の額を見直すため、本条例を定めるものであります。

議案第4号「令和4年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」については、令和4年度事業の執行精査等により、歳入歳出予算の総額から1億697万1千円を減額計上し、歳入歳出予算の総額を20億5,554万2千円とするものであります。

歳出につきましては、総務費、衛生費、消防費について事業の執行精査等により、それぞれ減額計上するものです。

歳入につきましては、構成町からの負担金を事業の執行精査に合わせて減額するほか、し尿処理収集量の減少に伴い、し尿等処理手数料を決算見込みにより減額し、衛生費国庫補助金を事業確定に伴い減額するほか、前年度繰越金を追加計上するものです。

議案第5号「令和5年度遠軽地区広域組合一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額が45億60万3千円となり、前年度当初と比較して23億5,657万2千円、109.9%の増加となっております。

歳入については、分担金及び負担金35億4,459万1千円、使用料及び手数料1億408万円、国庫支出金は循環型社会形成推進交付金8億4,030万8千円、寄附金1千円、繰越金400万円、諸収入762万3千円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費につきましては、組合議会の運営に関する経費として75万1千円を計上しております。

総務費につきましては、組合運営に関する経費及び監査運営に関する経費として511万1千円を計上しております。

衛生費につきましては、清掃総務費に衛生施設課職員の人件費などとして2,201万9千円、し尿処理費に施設の維持管理に係る経費として1億8,518万2千円、し尿処理施設費に修繕費などとして1,646万円を計上しております。

また、塵芥処理費に、ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業委託料などとして3億9,752万8千円、塵芥処理施設費にマテリアルリサイクル推進施設建設工事施工監理業務委託料、一般廃棄物最終処分場建設工事施工監理業務委託料、マテリアルリサイクル推進施設建設工事費などとして前年度比22億5,468万2千円増の25億9,540万5千円を計上しております。

リサイクルセンター運営費には、管理運営委託料などとして、2,649万円を計上しており、衛生費の総額は前年度比23億2,777万8千円増の32億4,308万4千円となっております。

消防費につきましては、常備消防費に職員の人件費、警防業務、予防業務及び救急・救助業務経費などとして前年度比4,897万円増の10億3,225万5千円を計上しております。

非常備消防費には、消防団員の年額報酬及び出動報酬などとして、前年度比103万4千円増の1億985万4千円を計上しております。

消防施設費には、消防指令システム更新等の実施設計業務委託費用、遠軽町新庁舎建設基本・

実施設計業務負担金などとして前年度比1,617万2千円減の1億585万7千円を計上しており、消防費の総額は前年度比3,383万2千円増の12億4,796万6千円となっております。

公債費につきましては、一時借入金利子として69万1千円を計上し、予備費につきましては、300万円を計上しております。

令和5年度予算につきましては、マテリアルリサイクル推進施設建設事業が最終年度であることから予算規模が拡大しましたが、構成町の財政負担を軽減すべく必要な経費に絞り込み、十分精査をし、計上させていただいたものであります。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当課長等から詳細に御説明いたしますので、御協賛賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉本信一君）

日程第4 同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

佐々木管理者。

○管理者（佐々木修一君）

同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任について御説明いたします。

現委員である高畑秀美氏の任期が令和5年3月31日をもって満了となるため、新たに大空町にお住まいの山下英二氏を、オホーツク町村公平委員会委員に選任しようとするものであります。

山下氏は、参考資料に略歴を記載しておりますように、大空町長の経歴をお持ちであり、行政経験も豊富で、人格、識見ともに公平委員会委員に適任であると考えておりますので、地方公務員法第9条の2第2項及びオホーツク町村公平委員会規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

以上、提案の説明といたします。

○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、同意第1号オホーツク町村公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第5 議案第1号遠軽地区広域組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第1号遠軽地区広域組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、個人情報の保護に関する法律の改正に鑑み、個人情報を取扱う事務に係る登録簿の作成、開示決定等の期限、開示請求等に係る手数料、その他必要な事項を定めるため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合個人情報の保護に関する法律施行条例です。

この条例は、第1条から第9条の構成となっています。

また、附則において、関係条例の整理をするものです。

第1条は、本条例の趣旨として、法の施行に関する必要な事項について規定しています。

第2条は、本条例で使用する用語の定義は、法及び政令で使用する用語の例によることについて規定しています。

第3条は、個人情報を取り扱う事務を行うために、あらかじめ備える登録簿について規定しています。

2ページをお開き願います。

第4条は、開示請求に係る費用について規定しています。

第5条は、開示決定等の期限について規定しています。

第6条は、開示決定等の期限の特例について規定しています。

第7条は、審査会への諮問について規定しています。

3ページを御覧願います。

第8条は、運用状況の公表について規定しています。

第9条は、委任について規定しています。

附則といたしまして、第1条は、施行期日で本条例の施行日は、令和5年4月1日と規定しています。

第2条は、現行条例の廃止について規定しています。

第3条は、現行条例の廃止による経過措置について規定しています。

4ページをお開き願います。

第4条は、関係条例の整理として、遠軽地区広域組合情報公開条例の一部改正をするものです。参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合情報公開条例（抜粋）新旧対照表をお開き願います。

目次の改正として、5章構成の目次中、「第4章 審査会」を削り、4章構成の目次に改めるものであります。

「第4章 審査会」を削り、「第5章 雑則」中の、他の法令等の調整、情報の提供、公文書目録の作成、実施状況の公表、委任についての条項を整理し、同章を第4章とするものであります。

以上で、参考資料の説明を終わりました、別紙4ページにお戻り願います。

第5条は、関係条例の整理として、遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例の一部改正をするものです。

参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、3ページ、遠軽地区広域組合情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例（抜粋）新旧対照表をお開き願います。

はじめに、第1条の中で、廃止する現行条例と本条例等の文言を置き換えるもので、第1条に、次の1項「審査会は、行政不服審査法第81条第1項の規定により設置された機関として、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において、読替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応ずるものとする。」を加えるものであります。

4ページをお開き願います。

庶務、委任、罰則についての条項を整理し、第6条の次に、次の3条を加えるもので、第7条は、審査請求に係る審査会の調査権限についての規定、第8条は、意見の陳述についての規定、第9条は、情報公開制度に係る審議についての規定であります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第1号遠軽地区広域組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の定年年齢を引き上げるほか、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例です。

この条例は、第1条から第9条の構成となっています。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料、1ページをお開き願います。

1ページは、第1条関係の、遠軽地区広域組合職員の定年等に関する条例（抜粋）新旧対照表であります。

7ページまでの、第1条関係の主な改正内容につきましては、目次の新設、管理監督職勤務上限年齢制等の導入に伴う趣旨の改正、定年年齢の引き上げ、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務職員、定年年齢の段階的な引き上げ、定年延長の対象となる職員への情報提供・意思確認について規定するものであります。

まず、目次の新設につきましては、目次と章を追加し、内容が共通する部分をまとめ、章ごとに区分する改正であります。

第1条趣旨の規定につきましては、法改正により設けられた新法の規定、管理監督職勤務上限年齢制等の導入を加えるものであります。

定年による退職について、定年による退職の特例についての条項を整理するものであります。

第3条定年の規定につきましては、職員の定年年齢を65歳に引上げるものであります。

第4条定年による退職の特例の規定につきましては、特例任用との関係を調整するなど改正を行うものであります。

3ページをお開き願います。

次に、管理監督職勤務上限年齢制いわゆる役職定年制に関する規定として、第6条から第11条までの6条を加えるものであります。6条は対象となる管理監督職の規定です。

第7条は、上限年齢の規定で、上限年齢を60歳とするものであります。

第8条は、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準の規定、降任等を行う場合は、できる限り上位の職制（段階）とするものであります。

4ページをお開き願います。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等、及び管理監督職への任用の制限の特例の規定で、第1項は、特例として管理監督職に就かせる場合の基準として、第1号から第3号までの3つの要件を規定するものです。

第2項は、特例として、管理監督職に就かせる期間は1年毎の更新で、最大3年間延長できることを規定するものです。

5ページを御覧願います。

第3項は、特例として、特定管理監督職群に属する管理監督職に就かせる期間は1年毎の更新で、最大5年間延長できることを規定するものです。

第4項は、特例任用について、再延長ができることを規定するものです。

6ページをお開き願います。

第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意の規定で、異動期間を延長する場合等には、

あらかじめ職員の同意を得なければならないことを規定するものです。

第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定で、異動期間を延長した場合の、当該異動期間中に延長事由が消滅したときは、他の職への降任等を行うことを規定するものです。

次に、定年前再任用短時間勤務制に関する規定として、第12条と第13条を加えるものであります。

次に、雑則に関する規定として、第14条において、本条例の実施に必要な事項について、規則で定めることを規定するものであります。

7ページを御覧願います。

附則といたしまして、2項を加え、定年年齢の段階的な引き上げと定年延長の対象となる職員への情報提供・意思確認について規定するものであります。

8ページをお開き願います。

8ページは、第2条関係の遠軽地区広域組合職員の分限についての手続き及び効果に関する条例（抜粋）新旧対照表であります。

10ページまでの第2条関係の主な改正内容につきましては、目的の改正、降給の種類追加、降格、降号事由の追加について、規定するものであります。

はじめに、条例の題名を「遠軽地区広域組合職員の分限に関する条例」に改めるものであります。

次に、目的の改正として、第1条目的と第2条職員の範囲の規定を1条にまとめ、第1条趣旨の規定に改めるものであります。

降給の種類追加として第2条降給の種類の規定において、降格、降号、60歳以上の職員の給料月額が70%となる降給など、降給の種類について新たに規定するものであります。

降格、降号事由の追加として、第2条の2降格の事由、9ページの第2条の3降号の事由を新たに規定するものであります。

9ページを御覧願います。

休職の手続きの改正として、第3条の規定の字句の整理を行うものであります。

10ページまでの附則といたしまして、第1項は、施行期日で、見出しを追加するものであります。

第2項は、降給に関する経過措置として、本条例第2条の規定の適用に関して読替え規定を設けるものであります。

10ページをお開き願います。

第3項は、職員が60歳以上となり給料月額が70%となる降給については、本条例第3条第5項の規定を適用しないことを規定するものであります。

11ページを御覧願います。

11ページは、第3条関係の遠軽地区広域組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（抜粋）新旧対照表であります。

第4条減給の効果の規定につきましては、処分の発令後、定年引き上げにより給料月額が変動した場合の取扱いを規定するものであります。

12ページをお開き願います。

12ページは、第4条関係の、遠軽地区広域組合職員給与条例（抜粋）新旧対照表であります。

18ページまでの、第4条関係の主な改正内容につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に係る改正として、所要の字句を整理するものであります。

第6条初任給・昇格・昇給等の基準の規定につきましては、所要の字句を整理し、第6条第9項と第7条の規定を1条にまとめ、第6条第9項として、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額と算出方法について規定するものであります。

第12条管理職手当の規定につきましては、所要の字句を整理するものであります。

13ページを御覧願います。

13ページから14ページまでの、第13条時間外手当の規定につきましては、所要の字句の整理をするものであります。

14ページをお開き願います。

第19条寒冷地手当の規定、第24条期末手当の規定につきましては、所要の字句を整理するもので、15ページを御覧願います。

第25条勤勉手当の規定、16ページまでの第32条通勤手当の規定、第37条特定の職員についての適用除外の規定につきましては、所要の字句を整理するものであります。

18ページまでの附則といたしまして、第5項から第12項までを追加するもので、別表第1の一般職給料表は、所要の字句を整理し、給料月額の算定基準となる基準給料月額を定めるものであります。

19ページを御覧願います。

19ページは、第5条関係の、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部を改正する条例（抜粋）新旧対照表であります。

附則第2項第3号中、「在職する職員」の次に、「常時勤務に服する職員に限り、法第22条の4第1項又は、第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。」を加えるものであります。

20ページをお開き願います。

20ページは、第6条関係の、遠軽地区広域組合職員の育児休業に関する条例（抜粋）新旧対照表であります。

第2条は、育児休業をすることができない職員の規定であり、所要の字句の整理のほか、「第3号」を「第4号」に改め、第2号の次に第3号として、定年条例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員の1号を加えるものであります。

第10条は、育児短時間勤務をすることができない職員の規定であり、所要の字句の整理のほか、第3号として、定年条例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員の1号を加えるものであります。

22ページまでの、第17条育児短時間勤務職員についての給与条例の特例についての規定、22ページから23ページまでの、第18条育児短時間勤務職員についての勤務時間等条例の特

例についての規定については、所要の字句の整理をするものであります。

23ページから24ページまでの、第19条短時間勤務職員についての給与条例の特例についての規定につきましては、所要の字句の整理のほか、表中の第37条第2項、第38条を削るものであります。

24ページから25ページまでの、第20条短時間勤務職員についての勤務時間等条例の特例についての規定については、所要の字句の整理をするものであります。

25ページの、第21条部分休業をすることができない職員についての規定については、地方公務員法の引用元を改正するほか、所要の字句の整理をするものであります。

第22条部分休業の承認についての規定については、所要の字句の整理をするものであります。

26ページをお開き願います。

26ページは、第7条関係の、遠軽地区広域組合勤務時間、休暇等に関する条例（抜粋）新旧対照表であります。

第2条1週間の勤務時間の規定の第2項において、地方公務員法の引用元を改正するほか、第2条から27ページの第20条の規定について、所要の字句を整理するものであります。

28ページをお開き願います。

28ページは、第8条関係の、遠軽地区広域組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）新旧対照表であります。

第3条報告事項の規定において、地方公務員法の引用元を改正するものであります。

別紙にお戻り願い、10ページをお開き願います。

第9条は、遠軽地区広域組合職員の再任用に関する条例を廃止するものです。

10ページから16ページまでの附則といたしまして、第1条は、施行期日を規定するもので、本条例の施行日は、令和5年4月1日と規定しています。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行するものであります。

11ページを御覧願います。

第2条は、勤務延長に関する経過措置として、施行日前に勤務延長となっている職員がいる場合についての取扱いなどについて規定するものであります。

11ページの第3条から14ページの第6条までは、定年退職者等の再任用に関する経過措置として、暫定再任用職員としての任用などについて規定するものであります。

14ページを御覧願います。

第7条及び第8条は、暫定再任用職員の昇任・降任等の特例について規定するものであります。

第9条は、短時間勤務の暫定再任用職員の昇任・降任等の特例について規定するものであります。

15ページを御覧願います。

第10条は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置について規定するものであります。

第11条は、勤務意思確認を行う年齢を、60歳と定めるものであります。

第12条及び16ページまでの第13条は、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正に伴う経過措置を規定するものであります。

16ページをお開き願います。

第14条は、遠軽地区広域組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第2号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号遠軽地区広域組合消防団条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

菊地消防課長。

○消防課長（菊地貴博君）

議案第3号遠軽地区広域組合消防団条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）に基づき非常勤消防団員の報酬等の基準が示されたことを受け、出動に係る費用弁償を出動報酬に変更するとともに年額報酬の額を見直すため、本条例を定めるものであります。

次のページは、別紙としまして、遠軽地区広域組合消防団条例の一部を改正する条例であります。参考資料の新旧対照表にて、御説明させていただきます。

次のページをお開き下さい。

遠軽地区広域組合消防団条例（昭和46年条例第17号）の一部を次のように改正するものです。

第8条中（見出しを含む。）「費用弁償」を「出動報酬」に改めるものです。

別表1中（第5条関係）の「団員 36,000円」を「団員 36,500円」に改めるものです。

別表2（第8条関係）の「災害出動の費用弁償」を「災害等の出動報酬」に改め、別表2中、全ての出動区分の支給単位「1回」を「1日」に、災害出動の金額「7,000円」を「14,000円」に、災害出動の摘要「4時間を超える毎に1回分を加算する」を「4時間に満たない場合は、7,000円」に改めるものです。

以上で参考資料の説明を終わります。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するもの
あります。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

3番、渡部議員。

○3番（渡部正騎君）

参考資料について、質問させていただきます。

現行での、費用弁償という形であったものが、今回、出勤報酬というふうに名称が変更された
ことについてでありますけれども、確か今まで団員に対する費用弁償でありますから、税金とい
いますか、確定申告等を行っていなかったと思うんですけれども、この点報酬になることによっ
て、そこら辺の変更はどのような、今までと変わらないのか、変わるのか、そこら辺をまずお伺
いたします。

○副管理者（舟木淳次君）

休憩をお願いします。

○議長（杉本信一君）

暫時休憩します。

10時45分 休憩

10時45分 再開

○議長（杉本信一君）

再開します。

渡部議員に申し添えます。当事者になってしまうので、よろしいですか。

渡部議員の質問は取り下げとします。

4番、山本議員。

○4番（山本 悟君）

今の参考資料を見て、費用弁償から出勤報酬になりますと、所得税法の問題にかかってくるの
ではないかと考えました。その点の対応については、いかがなものか聞きたいです。

○議長（杉本信一君）

菊地消防課長。

○消防課長（菊地貴博君）

今の御質問にお答えいたします。

従来、費用弁償という言葉で日当扱いの非課税という部分で進んでおりましたが、今回報酬と

ということで、災害報酬は8千円まで非課税となります。その他の出動報酬にあつては4千円まで非課税となります。

先ほどおっしゃっていた確定申告については、その都度、団員本人達に事務手続きをやっていただく形になると思います。

○議長（杉本信一君）

4番、山本議員。

○4番（山本 悟君）

分かりました。あくまでも今の費用は、今までとは取り扱いが変わらないと考えてよろしいですね。

続きまして、もう一点、消防団の年額報酬ですが、今回、団員階級だけがアップになって、ほかの階級の方、団長以下班長までは全く変わらないのですが、どうして変わっていないのかお聞きしたい。

○議長（杉本信一君）

菊地消防課長。

○消防課長（菊地貴博君）

今の御質問にお答えいたします。

団員階級のみ年額報酬の引き上げということですが、全国的に消防団員が減少し、今後数年で危機的な状況に割り込む恐れがあるということを踏まえ、報酬等の処遇改善として団員階級の報酬額を上げ、消防団入団の促進を図り、消防団員数を確保していくという考えで全国的に動いております。

○議長（杉本信一君）

4番、山本議員。

○4番（山本 悟君）

分かりました。入団を促進して消防団員を確保したい、それはよく分かります。それで大変失礼なんですけど、上げる金額がもう少し多くてもいいんじゃないかと思うんですが、なぜこの金額になったのかを説明していただければありがたいです。

○議長（杉本信一君）

菊地消防課長。

○消防課長（菊地貴博君）

今の御質問にお答えいたします。

3万6,500円というのが、国が示した基準額になります。以上です。

○議長（杉本信一君）

兼田次長。

○次長（兼田信広君）

先ほどの源泉徴収の部分なんですけども、課税されるということですので、こちらの方で所得税を差し引くかたちになりますので、最終的には各団員に、源泉徴収の対象になった部分に関しては、こちらから出すというような考えでおります。以上です。

○議長（杉本信一君）

そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽地区広域組合消防団条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第4号令和4年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長（宗村政彦君）

議案第4号令和4年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和4年度遠軽地区広域組合の一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億697万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,554万2千円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金1項負担金から1億3,064万9千円を減額し、17億9,790万3千円とするものです。

次に、2款使用料及び手数料2項手数料から500万円を減額し、1億10万円とするものです。

これによりまして、2款使用料及び手数料の総額を1億512万円から500万円を減額し、1億12万円とするものであります。

次に、3款国庫支出金1項国庫補助金から116万1千円を減額し、9,717万2千円とするものであります。

次に5款繰越金1項繰越金に2,983万9千円を追加し、5,232万1千円とするものであります。

これによりまして、歳入合計21億6,251万3千円から1億697万1千円を減額し、総額を20億5,554万2千円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費から267万円を減額し、744万8千円とするものであります。

2款2項監査委員費から27万円を減額し、36万9千円とするものであります。

これによりまして、2款総務費の総額を1,075万7千円から294万円を減額し、781万7千円とするものであります。

次に、3款衛生費1項清掃費から1,347万4千円を減額し、9億792万4千円とするものであります。

次に、4款消防費1項常備消防費から552万円を減額し、9億9,015万5千円とするものです。

次に、4款2項非常備消費から2,469万1千円を減額し、8,412万9千円とするものです。

次に、4款3項消防施設費から6,034万6千円を減額し、6,168万3千円とするものです。

これによりまして、4款消防費の総額を12億2,652万4千円から9,055万7千円を減額し、11億3,596万7千円とするものであります。

これによりまして、歳出合計21億6,251万3千円から1億697万1千円を減額し、総額を20億5,554万2千円とするものであります。

次に、3ページの歳入歳出補正予算、事項別明細書の1総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費267万円の減額につきましては、12節委託料・電算システム保守委託料を契約に伴う執行精査により減額するものです。

2款2項1目監査委員費27万円の減額につきましては、8節旅費を執行精査により研修旅費8万円、費用弁償19万円を減額するものです。

8ページをお開き願います。

3款1項2目し尿処理費562万円の減額につきましては、12節委託料について、し尿等収集量の減少に伴い、収集業務委託料500万円、徴収業務委託料25万円、汚泥処理業務委託料37万円を減額するものであります。

次に、3款1項4目塵芥処理費の減額につきましては、12節委託料について、契約に伴う執行精査により、遠軽町旭野一般廃棄物最終処分場可燃性残渣焼却業務委託料18万7千円を減額するものです。

次に、3款1項5目塵芥処理施設費の減額につきましては、12節委託料について契約に伴う執行精査により、一般廃棄物最終処分場実施設計等業務委託料766万7千円を減額するものです。

10ページをお開き願います。

4款1項1目消防費552万円の減額につきましては、2節給料について、職員の育児休業に伴い250万円を減額、7節報償費について、執行精査により14万円の減額、8節旅費について、執行精査により普通旅費50万円、研修旅費70万円、総額120万円を減額、10節需用費について、執行精査により車両燃料100万円を減額、11節役務費について、執行精査によ

り通信運搬費 2 1 万円を減額、1 7 節備品購入費について、契約に伴う執行精査により警防業務備品 2 4 万円、救急救助業務備品 2 3 万円、総額 4 7 万円を減額するものです。

4 款 2 項 1 目消防団費 2, 4 6 9 万 1 千円の減額につきましては、1 節報酬 2 9 0 万円、7 節報償費 8 4 万円を消防団員の実員により精査し減額、1 3 ページをお開き願います。

8 節旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により消防演習や訓練などの各種出動が減少したほか、諸会議や研修会の中止に伴い、災害等費用弁償 1, 8 6 0 万円、普通旅費 7 5 万円、研修旅費 3 0 万円を合せて、1, 9 6 5 万円を執行精査により減額するものです。

1 0 節需用費の減額につきましては、食糧費 3 6 万円を執行精査により減額するものです。

1 3 節使用料及び賃借料の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により消防演習の中止に伴い、自動車借上料 4 9 万円を執行精査により減額するものです。

1 8 節負担金、補助及び交付金の減額につきましては、消防団員の実員割負担金、新型コロナウイルス感染症の影響による参加人数抑制や研修中止に伴い、4 5 万 1 千円を執行精査により減額するものです。

4 款 3 項 1 目消防施設費 6, 0 3 4 万 6 千円の減額につきましては、1 4 節工事請負費について、契約に伴う執行精査により 1 2 4 万 6 千円を減額、1 7 節備品購入費について契約に伴う執行精査、半導体不足等の影響により入札不調となった該当車両の調達経費 5, 8 0 3 万 6 千円を減額、1 8 節負担金、補助及び交付金について、契約に伴う執行精査により、遠軽町新庁舎建設基本計画策定業務負担金 1 0 6 万 4 千円を減額するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

4 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目広域組合負担金 1 億 3, 0 6 4 万 9 千円の減額は、遠軽町 6, 7 1 5 万 9 千円、湧別町 3, 6 9 3 万 4 千円、佐呂間町 2, 6 5 5 万 6 千円をそれぞれ減額し、議会・事務局負担金、衛生負担金、消防負担金を減額するものであります。

2 款 2 項 1 目し尿処理手数料 5 0 0 万円の減額は、し尿等収集量減少に伴うものであります。

3 款 1 項 2 目衛生費国庫補助金 1 1 6 万 1 千円の減額は、循環型社会形成推進交付金確定によるものです。

5 款 1 項 1 目繰越金 2, 9 8 3 万 9 千円の追加は、議会・事務局分 8 5 万円、塵芥分 1 9 2 万 4 千円、リサイクル分 3 5 4 万 7 千円、消防分 2, 3 5 1 万 8 千円の追加であります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

質疑は第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3 歳出より各款ごとに行います。

1 款総務費 6 ページから 7 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、3 款衛生費 8 ページから 9 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、4款消防費10ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、2歳入に入ります。

1款分担金及び負担金4ページから5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、2款使用料及び手数料使用料及び手数料4ページから5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、3款国庫支出金4ページから5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、5款繰越金4ページから5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上をもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号令和4年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

11時02分 休憩

11時15分 再開

○議長(杉本信一君)

再開いたします。

日程第9 議案第5号令和5年度遠軽地区広域組合一般会計予算を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

○総務課長(宗村政彦君)

赤番2、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計予算書を御用意願います。

議案第5号、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計予算について御説明いたします。

令和5年度遠軽地区広域組合一般会計の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億60万3千円と定めるものであります。

継続費につきましては、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、3ページの第2表継続費により御説明いたします。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を、8億4,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金につきましては、35億4,459万1千円とするもので、1項同額です。

2款使用料及び手数料につきましては、1項使用料2万円、2項手数料1億406万円、総額を1億408万円とするものです。

3款国庫支出金につきましては、8億4,030万8千円とするもので、1項同額です。

4款寄附金につきましては、1千円とするもので、1項同額です。

5款繰越金につきましては、4百万円とするもので、1項同額です。

6款諸収入につきましては、1項預金利子2万円、2項雑入760万3千円、総額を762万3千円とするものです。

これによりまして、歳入合計を45億60万3千円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款議会費につきましては、75万1千円とするもので、1項同額です。

2款総務費につきましては、1項総務管理費457万4千円、2項監査委員費53万7千円、総額を511万1千円とするものです。

3款衛生費につきましては、32億4,308万4千円とするもので、1項同額です。

4款消防費につきましては、1項常備消防費10億3,225万5千円、2項非常備消防費1億985万4千円、3項消防施設費1億585万7千円、総額を12億4,796万6千円とするものです。

5款公債費につきましては、69万1千円とするもので、1項同額です。

6款予備費につきましては、300万円とするもので、1項同額、これによりまして、歳出合計を45億60万3千円とし、歳入歳出同額とするものであります。

次に、第2表継続費について説明いたします。

3ページを御覧願います。

継続費につきましては、3款1項清掃費の一般廃棄物最終処分場整備事業、3カ年総額37億2,543万円を計上しており、令和5年度の年割額を3億2,072万円とするものです。

5ページをお開き願います。

次に、歳入歳出予算事項別明細書、1総括を省略いたしまして、3歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

1款1項1目議会費は、75万1千円で、前年度同額であります。

内訳といたしまして、議員報酬をはじめ、組合議会の運営経費を計上しております。

12ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費は、457万4千円で、前年度比554万4千円の減額であります。

内訳といたしましては、管理者交際費をはじめ、総務行政一般経費、電算システムの保守委託料などを計上しております。

次に、2款2項1目監査委員費は、53万7千円で、前年度比10万2千円の減額であります。

内訳といたしましては、15ページまで記載していますが、監査委員の報酬や旅費、監査事務に関する経費を計上しております。

16ページをお開き願います。

3款1項1目清掃総務費は、2,201万9千円で、前年度比21万6千円の減額であります。

主なものといたしまして、事務局衛生施設課職員の人件費などを計上しております。

内訳といたしまして、2節給料1,044万円、3節職員手当等537万2千円、4節共済費337万1千円につきましては、職員3名の人件費や扶助費であります。

8節旅費は、82万7千円で、普通旅費に衛生事業に関する事務や建設工事等に伴う検査にかかる旅費を、研修旅費に職員の研修や資格取得にかかる旅費を計上しております。

10節需用費は、40万7千円で、消耗品などを計上しております。

消耗品の詳細につきましては、赤番3、2ページ消耗品費内訳に記載しておりますので御参照願います。

19ページをお開き願います。

11節役務費は、113万4千円で、通信運搬費や各種保険料を計上しております。

12節委託料には、職員健康診断委託料7万2千円、13節使用料及び賃借料は、19万3千円で、OA機器の借上料などを計上しております。

17節備品購入費、7万7千円、18節負担金、補助及び交付金、12万6千円を事業等執行にあわせまして計上しております。

備品につきましては、赤番3、3ページ備品購入費内訳に記載しておりますので御参照願います。

18ページに戻りまして、3款1項2目し尿処理費は、1億8,518万2千円で、前年度比1,000万1千円の増額であります。

主なものといたしまして、し尿処理施設の電気料や業務委託料などを計上しております。

内訳といたしましては、10節需用費は、2,042万8千円で施設の電気料などを計上しております。

21ページをお開き願います。

11節役務費は、41万1千円で、通信運搬費や各種保険料を計上しております。

12節委託料には、収集業務委託料9,776万円や、施設運転維持管理業務委託料5,874万円などの委託料として、総額1億6,402万1千円を計上しております。

13節使用料及び賃借料に、25万8千円の重機などの借上料を計上するほか、26節公課費に自動車重量税6万4千円を計上しております。

20ページに戻りまして、3款1項3目し尿処理施設費は、1,646万円で、前年度比

908万6千円の増額であります。

10節需用費は、1,238万円で、破碎機切刃研磨及び交換整備や、し尿用前処理装置分解整備など、機器の修繕費用を計上しております。

12節委託料は、408万円で、湧別川水利権更新申請書作成業務委託料を計上しております。施設修繕の詳細につきましては、赤番3、4ページ施設修繕料・工事請負費内訳に記載しておりますので御参照願います。

次に、3款1項4目塵芥処理費は、3億9,752万8千円で、前年度比5,476万1千円の増額であります。

12節委託料に、ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業委託料3億2,359万2千円、長期包括的運営委託事業モニタリング業務委託料264万5千円、遠軽町旭野一般廃棄物最終処分場可燃性残渣焼却業務委託料2,322万1千円、マテリアルリサイクル推進施設試運転等業務委託料4,807万円を計上しております。

3款1項5目塵芥処理施設費は、25億9,540万5千円で、前年度比22億5,468万2千円の増額であります。

なお、財源といたしまして、国庫支出金8億4,030万8千円を予定しております。

主なものといたしまして、マテリアルリサイクル推進施設建設工事にかかる費用、一般廃棄物最終処分場建設工事にかかる費用、遠軽町併任職員人件費にかかる負担金を計上しております。

内訳といたしましては、12節委託料は、4,725万6千円で、マテリアルリサイクル推進施設建設工事施工監理業務委託料と、一般廃棄物最終処分場建設工事施工監理業務委託料、えんがるクリーンセンター計量システム改修業務委託料を計上しております。

23ページをお開き願います。

14節工事請負費は、25億3,900万円で、マテリアルリサイクル推進施設建設工事費、一般廃棄物最終処分場埋立地建設工事費、一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事費を計上しております。

17節備品購入費は、451万7千円で、マテリアルリサイクル推進施設の備品費用を計上しております。

備品購入費の詳細につきましては、赤番3、3ページ備品購入費内訳に記載しておりますので御参照願います。

18節負担金、補助及び交付金は、463万2千円で、遠軽町併任職員の人件費分にかかる負担金を計上しております。

22ページを御覧願います。

3款1項6目リサイクルセンター運営費は、2,649万円で、前年度比53万6千円の減額であります。

主なものといたしまして、各種保険料や管理運営委託料を計上しております。

内訳といたしましては、11節役務費は、11万3千円で、各種保険料を計上しております。12節委託料は、2,637万7千円で、リサイクルセンターの管理運営委託料などを計上しております。

24ページをお開き願います。

4款1項1目消防費は、10億3,225万5千円で、前年度比4,897万円の増額であります。

主なものといたしまして、職員126名の人件費や扶助費として、2節給料に、4億3,016万5千円、3節職員手当等に、2億8,167万1千円、4節共済費に、1億4,185万2千円を計上しております。

7節報償費に、41万4千円、8節旅費は、各種会議等にかかる旅費として、普通旅費に397万3千円、北海道消防学校研修や病院研修にかかる旅費として、研修旅費に244万1千円、合わせまして641万4千円を計上しております。

27ページをお開き願います。

9節交際費には、消防長交際費5万円を計上、10節需用費は、7,509万8千円を計上しております。

主な内訳といたしまして、消耗品費に、職員の貸与被服費、事務用や一般消耗品、救急業務などで使用する業務用消耗品などの各種消耗品費を1,990万円計上、燃料費に2,423万2千円、光熱水費に1,666万4千円、車両や機械器具などの修繕費として、1,362万3千円を計上しております。

消耗品の詳細につきましては、赤番3、2ページ消耗品費内訳に記載しておりますので 御参照願います。

29ページを御覧願います。

11節役務費は、2,604万3千円を計上しております。

主な内訳といたしまして、通信運搬費に電話料などとして1,240万円、各種手数料に1,012万5千円、各種保険料に351万8千円を計上しております。

12節委託料は、職員の健康診断委託料や各種業務の委託料のほか、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令システム保守点検委託料として2,409万4千円を計上、13節使用料及び賃借料は、事務機器やOA機器、施設賃借料、自動車借上料として638万1千円を計上しております。

31ページをお開き願います。

15節原材料費に5万円、17節備品購入費に、消防用ホース・空気呼吸器用空気ボンベ・救急車積載用自動体外式除細動器などの購入費として総額1,680万6千円を計上しております。

備品につきましては、赤番3、3ページ備品購入費内訳に記載しておりますので御参照願います。

18節負担金、補助及び交付金には、主なものといたしまして、消防本部・消防署、及び上湧別出張所の庁舎維持管理負担金、北海道消防学校などにかかる研修負担金、新庁舎建設事務負担金として1,923万5千円を計上しております。

21節補償、補填及び賠償金には1千円を計上しております。

33ページをお開き願います。

26節公課費に、自動車重量税398万1千円を計上しております。

32ページに戻りまして、4款2項1目消防団費は、1億985万4千円で、前年度比103万4千円の増額であります。

主なものといたしまして、1節報酬に、消防団員の年額報酬と出動報酬として、7,444万4千円、7節報償費に、消防団運営報償金630万円を計上しております。

8節旅費に、各種会議等にかかる普通旅費や研修旅費として総額93万円を計上しております。

9節交際費には、消防団長交際費55万円を計上。

10節需用費に、消防団員の貸与被服費、一般消耗品、災害活動など警防業務で使用する消耗品費や、防災広報活動で使用する広報用品費、非常時の食糧費として、総額540万7千円を計上しております。

消耗品の詳細につきましては、赤番3、2ページ消耗品費内訳に記載しておりますので御参照願います。

33ページに戻りまして、11節役務費には、一般手数料として10万円を計上しております。

13節使用料及び賃借料には、自動車借上料として75万円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金には、北海道市町村総合事務組合への負担金をはじめとする各種負担金を、2,085万3千円計上しております。

34ページをお開き願います。

4款3項1目消防施設費は、1億585万7千円で、前年度比1,617万2千円の減額であります。

10節需用費に、消火栓や防火水槽の消防水利修繕費用や、庁舎施設修繕で、デジタル無線及び高機能消防指令システムの遠軽無線局舎無停電電源装置蓄電池修繕費用として、総額640万7千円を計上しております。

施設修繕の詳細につきましては、赤番3、4ページ施設修繕料・工事請負費内訳に記載しておりますので御参照願います。

12節委託料には、消防指令システム更新及びデジタル無線設備移設実施設計業務委託料700万円を計上しております。

15節原材料費には5万円を計上、19節負担金、補助及び交付金には、事務局、消防本部・消防署と一体的な庁舎整備を進める遠軽町の新庁舎建設基本・実施設計業務への負担金といたしまして、9,240万円を計上しております。

36ページをお開き願います。

5款1項1目利子には、22節償還金、利子及び割引料に、一時借入金利子として69万1千円を計上しております。

38ページをお開き願います。

6款予備費といたしまして、300万円を計上しております。

次に、歳入歳出予算事項別明細書歳入を御説明いたします。

6ページを、お開き願います。

1 款 1 項 1 目 広域組合負担金は、35 億 4,459 万 1 千円で、前年度比 16 億 1,603 万 9 千円の増額となっております。

内訳につきましては、議会事務局負担金が 586 万 2 千円、し尿負担金が 1 億 388 万 2 千円、塵芥負担金が 21 億 6,933 万 5 千円、リサイクル負担金が 1,849 万円、消防負担金が 12 億 4,702 万 2 千円となっております。

構成町別に見ますと、遠軽町の負担金が 19 億 281 万 9 千円、湧別町の負担金が 9 億 7,508 万 3 千円、佐呂間町の負担金が 6 億 6,668 万 9 千円となります。

2 款 1 項 1 目 使用料は、2 万円で前年度同額となっております。

内訳といたしましては、生田原消防会館使用料として 1 万円、行政財産使用料として 1 万円を計上しております。

2 款 2 項 1 目 し尿等処理手数料として 9,776 万円、2 目 一般廃棄物処理手数料として、600 万円、3 目 消防手数料には、危険物施設等事務処理手数料などとして、30 万円を見込んでおります。

8 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目 衛生費国庫補助金には、マテリアルリサイクル推進施設整備事業、及び最終処分場整備事業に伴う循環型社会形成推進交付金として、8 億 4,030 万 8 千円を計上しております。

4 款 寄附金 1 項 1 目 一般寄附金は 1 千円で、前年度同額。

5 款 繰越金 1 項 1 目 繰越金は 400 万円で、前年度同額。

6 款 諸収入 1 項 1 目 預金利子は 2 万円で、前年度同額を計上しております。

6 款 2 項 1 目 リサイクル容器売払収入には、アルミ缶・スチール缶の売払いとして、700 万円を見込んでおります。

2 目 雑入には、生命保険事務手数料や救急救命士追加講習経費助成金などとして、60 万 3 千円を計上しております。

以上が、令和 5 年度遠軽地区広域組合一般会計予算でございます。

41 ページからの予算資料を御説明いたします。

41 ページから 45 ページまでの給与費明細書等の説明は、省略させていただきます。

46 ページを、御覧願います。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備事業においては、年割額令和 3 年度 2,364 万円、令和 4 年度 2 億 3,596 万 5 千円、令和 5 年度 22 億 6,269 万 8 千円、合計 25 億 2,230 万 3 千円を予定しております。

国・道支出金として、令和 3 年度 1,284 万 2 千円、令和 4 年度 6,418 万 3 千円、令和 5 年度 7 億 3,725 万 2 千円、合計 8 億 1,427 万 7 千円となっております。

48 ページを御覧願います。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、又は支出額の見込

み、及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業は、限度額を49億267万9千円と定め、前年度末までの支出額16億1,796万5千円、当該年度以降の支出予定額を32億8,471万4千円とするものです。

遠軽町新庁舎建設基本・実施設計業務負担金は、限度額を9,240万円と定め、前年度末までの支出額はなく、当該年度以降の支出予定額を9,240万円とするものです。

次に、赤番3、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計予算資料を御説明いたします。

赤番3の資料を御覧願います。

1ページの第1表は、構成町負担金の詳細について記載しております。

2ページから4ページまでの、第2表から第4表につきましては、先ほどの予算説明と重複しますが、消耗品費、備品購入費、施設修繕料・工事請負費の内訳を記載しております。

5ページから9ページまでの、第5表から第9表につきましては、火災概況、救急概況、し尿等収集概況、リサイクル処理概況、可燃ごみ搬入概況でありまして、過去5年間分を記載しております。

10ページの第10表につきましては、塵芥処理施設整備等関連工事等内訳を記載しております。

以上で、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計予算の説明を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出より各款ごとに行います。

1款議会費10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2款総務費12ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、3款衛生費16ページから23ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、4款消防費24ページから35ページ。

2番、小形議員。

○2番（小形秀和君）

第4款の29ページ、委託料のネット119緊急通報システム整備業務委託料で、49万5千円となっておりますが、これはどれくらいの対象者がいて、加入者はどれくらいいるのかお聞きしたい。

それと、31ページの使用料及び賃借料で、衛生電話使用料が12万5千円載っていますが、この回数はどれくらい頻度として使われているのかお伺いしたい。

○議長（杉本信一君）

会田消防署長。

○消防署長（会田政敏君）

今の質問にお答えさせていただきます。

ネット119は、聴覚障害がある方等からの通報を受けて、チャットでやり取りするようなのなのですが、今までファックスを用いてファックス119という形でやっていたので、登録者は最多で4名おりました。現在は1名ですけど、通報実績としては1件ありました。

衛生電話に関しては、毎年使用があるかどうかということは、それほど件数はないですが、山の中で災害があったりした際は使うことがありますので、そのような件数となっております。

○議長（杉本信一君）

2番、小形議員。

○2番（小形秀和君）

ネット緊急通報システムは、本人が登録するようになっているようなんですけど、これ自体を知らない人がいるのかなという気がしているんですが、今は、携帯等で通報が簡単にできるシステムなようなので、対象者にある程度周知したほうがいいのではないかと感じはするのですが、その後、登録するしないは個人の自由ですから、現在ファックスでも少ないようなので、その辺、周知の方法だとか考え方はあるのでしょうか。

○議長（杉本信一君）

会田消防署長。

○消防署長（会田政敏君）

今後、広報や救命講習の場などで、周知していこうかと思っています。さらに、ネット119は、画像でやり取りができますので、現場の状況もよくわかるというようなシステムが付加されております。

○議長（杉本信一君）

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、5款公債費36ページから37ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、6款予備費38ページから39ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2歳入に入ります。

1款分担金及び負担金6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2款使用料及び手数料6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、3款国庫支出金8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、4款寄附金8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、5款繰越金8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、6款諸収入8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上をもって、質疑を終わります。

これより議案第5号令和5年度遠軽地区広域組合一般会計予算を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

11時50分 休憩

11時52分 再開

○議長（杉本信一君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、7番秋元議員ほか3名の議員から発議第1号遠軽地区広域組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてが提出されました。

遠軽地区広域組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを追加日程第10として、議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号遠軽地区広域組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第10として、議題とすることに決定しました。

追加日程第10 発議第1号遠軽地区広域組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番秋元議員。

○7番（秋元直樹君）

発議第1号遠軽地区広域組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会は同法の適用除外となるこ

とから、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるため、本条例を定めるもので、地方自治法第112条及び遠軽地区広域組合議会規則第13条の規定により提出するものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組合議会の個人情報の保護に関する条例でありまして、本条例は、第1章から第6章までの57条の構成としています。

第1章、総則につきましては、3条で構成し、第1条は条例制定の目的、第2条は条例で使用する用語の定義、第3条は議会の責務を定めるものです。

次に、第2章、個人情報等の取扱いは、13条で構成し、第4条は個人情報の保有の制限等、第5条は利用目的の明示、第6条は不適正な利用の禁止、第7条は適正な取得、第8条は正確性の確保、第9条は安全管理措置、第10条は従事者の義務、第11条は漏えい等の通知、第12条は利用及び提供の制限、第13条は保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、第14条は個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、第15条は仮名加工情報の取扱いに係る義務、第16条は匿名加工情報の取扱いに係る義務を定めるものです。

次に、第3章、個人情報ファイル等は、2条で構成し、第17条は個人情報ファイル簿の作成及び公表、第18条は登録簿を定めるものです。

次に、第4章、開示、訂正及び利用停止等は、4節で構成。第1節の開示は、13条で構成し、第19条は開示請求権、第20条は開示請求の手續、第21条は保有個人情報の開示義務、第22条は部分開示、第23条は裁量的開示、第24条は保有個人情報の存否に関する情報、第25条は開示請求に対する措置、第26条は開示決定等の期限、第27条は開示決定等の期限の特例、第28条は第三者に対する意見書提出の機会の付与等、第29条は開示の実施、第30条は他の法令による開示の実施との調整、第31条は費用の負担を定めるものです。

次に、第2節の訂正は、7条で構成し、第32条は訂正請求権、第33条は訂正請求の手續、第34条は保有個人情報の訂正義務、第35条は訂正請求に対する措置、第36条は訂正決定等の期限、第37条は訂正決定等の期限の特例、第38条は保有個人情報の提供先への通知を定めるものです。

次に、第3節の利用停止は、6条で構成し、第39条は利用停止請求権、第40条は利用停止請求の手續、第41条は保有個人情報の利用停止義務、第42条は利用停止請求に対する措置、第43条は利用停止決定等の期限、第44条は利用停止決定等の期限の特例を定めるものです。

次に、第4節の審査請求は、3条で構成し、第45条は審理員による審査手續に関する規定の適用除外、第46条は審査会への諮問、第47条は第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續等を定めるものです。

次に、第5章の雑則は、5条で構成し、第48条は適用除外、第49条は開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、第50条は個人情報等の取扱いに関する苦情処理、第51条は運用状況の公表、第52条は委任を定めるものです。

次に、第6章の罰則は、5条で構成し、それぞれ罰則を定めるものです。

なお、本条例案については、賛成者との連名で、本提案をするものです。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

次のページをお開きください。参考資料といたしまして、条例第52条の委任規定によりまして、条例の施行に関し必要な事項として、遠軽地区広域組合議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、発議第1号遠軽地区広域組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、令和5年第1回遠軽地区広域組合議会定例会を閉会いたします。

11時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 杉本 信一

議員 小形 秀和

議員 渡部 正騎